



# エネルギー消費性能認証の要領

2016年10月

一般社団法人YUCACOシステム研究会

( 目的 )

第1条 エネルギー消費性能認証 ( 以下、本認証 は、申請された建物のエネルギー消費性能が国の省エネルギー基準で定めた一次エネルギー消費量の計算法を正しく使用して得られた性能であることを示すために行う

認証の対象と内容

第2条 本認証は本研究会会員等が設計あるいは建設した建物 ( 用途は住宅 ) を対象とし、対象の建物が国の省エネルギー基準で定めた一次エネルギー消費量の計算法を正しく使用して得られた性能であることを認証する。

認証の申請者

第3条 本認証を申請できる者は、本研究会の会員及びYUCACO推進協議会の会員とする。

認証の申請 )

第4条 本認証を取得しようとする者は、以下の書類 を作成し、所定の料金 別表参照 ) を添えて、YUCACO推進協議会事務局に申請する。  
建物の概要と設備の仕様  
一次エネルギー消費量計算結果 ( 住宅 )  
外皮熱性能の計算書

認証の審査と合否判定

第5条 申請された建物のエネルギー消費性能が 国の省エネルギー基準で定めた一次エネルギー消費量の計算法を正しく使用して得られた性能であるか、認証審査委員会によって審査され、合否判定を受ける。 「合」の判定を受けた建物には、申請者に対して本研究会会長名による認証書を発行する

審査委員会 )

第6条 第5条の認証審査委員会は本研究会会長を含む 名以上の学識経験者等によって組織され YUCACOシステム研究会に設置される。なお、同委員会の委員長は本研究会会長が務める。

( 認証の取り消し )

第7条 認証書の発行後に、申請内容等に虚偽があると判明した場合には、認証を取り消す

( 別表

会員種別	エネルギー消費性能認証の料金	
	エネルギー消費性能認証 単独の場合	YUCACOシステム認証と セットの場合
YUCACO推進協議会会員	1万円	5千円
同非会員	2万円	1万円

( 認証までのながれ )

